

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）</p> <p>第十一条 大臣官房に、政策立案総括審議官、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 公文書監理官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに<u>関係事務を総括整理する。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>（総合政策課の所掌事務）</p> <p>第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 環境省の所掌事務に係る環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（第十八条において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（同条において「非営利環境保全活動」という。）の促進に関する事務の総括に関すること。</p>	<p>（政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）</p> <p>第十一条 大臣官房に、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）<u>を置く。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（総合政策課の所掌事務）</p> <p>第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>（新設）</p>

十一〇十三 (略)

十四 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。

十五〇十七 (略)

(環境経済課の所掌事務)

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

三 (略)

四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関する事。

イ・ロ (略)

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事(環境教育等の振興に係るものを除く。)

ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事(非営利環境保全活動の促進に係るものを除く。)

(削る)

十一〇十二 (略)

(新設)

十三〇十五 (略)

(環境経済課の所掌事務)

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。))に限る。)

三 (略)

四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関する事。

イ・ロ (略)

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事。

ニ 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関する事。

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生

保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する

五| 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

附 則

4 （環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）
第四十条の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

六| こと。

前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

附 則

4 （環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例）
第四十条の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。